

美祿市軽自動車税の減免制度についてのお知らせ

軽自動車税の減免制度とは、身体等に障害のある人のために使用する軽自動車で、一定の要件に当てはまるものは申請により軽自動車税の減免を受けることができる制度です。

平成 22 年度からは身体障害者と生計を一にする人が所有する軽自動車についても減免の対象となります。

減免の要件

減免の対象となるのは、次の要件を満たす軽自動車です

- ・「身体障害者手帳」、「戦傷病者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの人のために使用する自家用軽自動車であること
- ・別表①、②の要件に該当していること

※減免は 1 人の障害者につき、普通自動車を含め 1 台に限られます。

①減免の対象となる軽自動車の所有者、運転者及び使用目的に関する要件

区分	軽自動車の所有者	軽自動車の運転者	使用目的
身体障害者	本人	本人	もっぱら障害者が使用するもの
	生計を一にする人	本人	もっぱら障害者の通学、通院、通所若しくは生業のために使用するもの
	本人又は生計を一にする人	生計を一にする人又は常時介護する人（※）	
戦傷病者	本人	本人	もっぱら障害者が使用するもの
	生計を一にする人	本人	もっぱら障害者の通学、通院、通所若しくは生業のために使用するもの
	本人又は生計を一にする人	生計を一にする人又は常時介護をする人（※）	
知的障害者	本人又は生計を一にする人	生計を一にする人又は常時介護をする人（※）	もっぱら障害者の通学、通院、通所若しくは生業のために使用するもの
精神障害者	本人又は生計を一にする人		

※障害者を常時介護する人が軽自動車の運転をする場合は、障害者のみで構成される世帯の障害者又は生計を一にする人が所有する軽自動車に限ります。

②減免の対象となる障害の範囲に関する要件

ア 障害者本人が運転する場合

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1 級から 4 級まで	特別項症から第 4 項症まで
聴覚障害		2 級及び 3 級	
平衡機能障害		3 級	
音声機能障害		3 級（喉頭摘出者のみ）	特別項症から第 2 項症まで（喉頭摘出者のみ）
上肢不自由		1 級及び 2 級	特別項症から第 3 項症まで
下肢不自由		1 級から 6 級まで	特別項症から第 6 項症まで 第 1 款症から第 3 款症まで
体幹不自由		1 級から 3 級まで及び 5 級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級（両上肢に障害があるものに限る）	
	移動機能	1 級から 6 級まで	
心臓機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第 3 項症まで
腎臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう又は直腸の機能障害			
小腸機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級まで	

イ 生計に一にする者又は常時介護する人が運転する場合

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1級から4級まで	特別項症から第4項症まで
聴覚障害		2級及び3級	
平衡機能障害		3級	
上肢不自由		1級及び2級	特別項症から第3項症まで
下肢不自由		1級から3級まで	特別項症から第3項症まで
体幹不自由		1級から3級まで	特別項症から第4項症まで
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（両上肢に障害があるものに限る）	
	移動機能	1級から3級まで（両下肢に障害があるものに限る）	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
腎臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう又は直腸の機能障害			
小腸機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級まで	
知的障害者		療育手帳の障害の程度が「A」（重度の障害）と表示されている人	
精神障害者		精神障害者保険福祉手帳の障害の程度が1級の人	

◎身体障害者の人で2つ以上の障害が重複する場合は、ア、イを通じ、身体障害者手帳の「身体障害者等級による級別」欄の等級、いわゆる「総合等級」により判定します。

申請期間

平成22年度の申請は、4月1日(日)から5月24日(日)（軽自動車税納期限の7日前）までです。
※毎年減免の更新手続きが必要となります。

必要書類

- ・軽自動車税減免申請書 ・自動車検査証 ・運転免許証
- ・身体障害者手帳等 ・所有者(取得者)の印鑑
- ※所有者か運転者のいずれかでも障害者本人でない場合は、生計同一を確認できる書類(健康保険証等)と使用目的を確認できる書類(医療費の領収書、学生証等)を提示してください。
- ※内容によっては病院や施設等の証明が必要となる場合もあります。

申請場所

市税務課、美東総合支所市民福祉課、秋芳総合支所市民福祉課

問合せ先 市税務課固定資産税係 (☎0837@5234)

俳句と短歌

【美称つぼみ句会】

手袋にかくす十指の齢かな
手袋の急ぐ形に脱がれをり
中洲なるみ
久保 悦子

【美称あさぎり句会】

人住まぬ弧庵のほとり水仙花
無造作につつみて匂う水仙花
中野 白堂
伊藤みよ子

【美東俳句会】

つくばいの手水煌めく霜日和
日脚伸ぶ気ままに歩幅ひろげをり
松村 和恵
重富 八重

【秋芳野火句会】

末黒野や長者が森の青かりし
ありがとうの一言笑顔冬温し
石部生涯子
波多野深雪

【ホトトギス秋芳句会】

囀りが雨上がらせてしまいけり
大地より遠慮がちなる露のとう
鹿嶋 さち
山中 佳子

【河原短歌会】

夕つ日に山の稜線浮くごとく木立
の影がくろくうかびぬ
三嶋八重子

職さがす甥は派遣の社員にて我が
家にこぼす政治のゆくえ
内海 初枝

【おおく短歌会】

剪定を終えたる庭に見上げれば木
木の間にまに青き空見ゆ
信木 郁枝

青鷺は冬田に降りて餌求め何やら
しぎりに啄みてをり
田辺 愛子

五十年ひかる一世であったかも娘
が折をりの言葉かみしむ
中嶋 孝子

百円で買えば世話なきなすトマト
今年も植えんと畑の草取る
吉村佳代子